



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 107/2019年11月号

発行日：2019年11月29日

寒い日が続いており、本格的に冬が到来した感じがします。街並みもイルミネーションが増えてきており、徐々に年末の雰囲気になってきましたね。今年は、インフルエンザの流行も早めに始まっているようです。四半期決算や中間監査など時期を超えて、疲労もあるところだと思いますので、体調には気を付けて、しっかりと今年の締めくくりをしていきたいですね。

I. 最新情報（2019年10月1日～2019年10月31日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年10月23日	意見	国際評価基準審議会 (IVSC) コメント募集文書「金融商品」に対する意見について	2019年8月7日に国際評価基準審議会 (IVSC) から、コメント募集文書「金融商品」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（業種別委員会）では、当該コメント募集文書に対するコメントを取りまとめ、2019年9月26日付けで提出いたしましたのでお知らせします。	—
2019年10月31日	公開 草案	「保証業務実務指針「2020年版グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証」の保証業務に関する実務指針」(公開草案)の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、保証業務実務指針「「2020年版グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証」の保証業務に関する実務指針」の取りまとめに向けた検討を行っており、一応の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。 本実務指針は、会社のコンボジット及びブールド・ファンドの維持管理並びにパフォーマンスの計算、提示及び配布に関する方針と手続が、保証業務の対象期間において、2020年版グローバル投資パフォーマンス基準（2019年6月30日改訂）に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているか否かに関する経営者の主張を保証し、報告する保証業務に関する実務上の指針を提供するものです。なお、従前のグローバル投資パフ	—

			パフォーマンス基準に基づいて準拠を表明した期間に係る経営者の主張に対して発行する保証報告書については、引き続き業種別委員会実務指針第36号「グローバル投資パフォーマンス基準準拠の検証に関する実務指針」が適用されます。	
--	--	--	--	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2019年1 0月8日	意見	国際公会計基準審 議会（IPSASB） コンサルテーショ ン・ペーパー「測 定」に対するコメ ントの提出につい て	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2019年4月に、コンサルテーション・ペーパー「測定」（Consultation Paper “Measurement”）を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ペーパーについてのコメントを取りまとめ、2019年10月4日付けでIPSASBに対し提出いたしましたので、お知らせします。	—
2019年1 0月8日	意見	国際公会計基準審 議会（IPSASB） 公開草案第68号 「IPSAS の改善 2019」に対する コメントの提出に ついて	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2019年7月に、公開草案第68号「IPSASの改善2019」（Exposure Draft 68 “Improvements to IPSAS, 2019”）を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2019年10月4日付けでIPSASBに対し提出いたしましたので、お知らせします。	—

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他

会計制度委員会

CPA協会	種類	タイトル	内 容	適用時期等
-------	----	------	-----	-------

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

HP掲載日				
2019年10月2日	意見	FASB コメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」に対する意見について	<p>019年7月9日に米国財務会計基準審議会（FASB）から、コメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」が公表され、意見が求められました。</p> <p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2019年9月17日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。</p>	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査における監査報告書について

企業の監査においては、KAM（Key Audit Matters）の導入に伴う監査報告書の長文化が実施されることとなっており、2020年3月期から早期適用されることとなっております。

一方、私立学校振興助成法に基づく学校法人の監査についても、2019年9月30日に、「学校法人委員会実務指針第36号「私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査の取扱い」の改正について」が公表され、新たな監査報告書の文例が示されております。

文例についての記載は省略いたしますが、下記で主な変更内容を確認したいと思います。

【本改訂に伴う主な変更内容等】

1) 「表題」の記載

これまでは、「監事の監査報告書等と明瞭に区別するため、公認会計士又は監査法人の作成する監査報告書は「独立監査人の監査報告書」とする。」と規定されておりましたが、今回の改定により、「監事の監査報告書等と明瞭に区別するため、公認会計士又は監査法人の作成する監査報告書は「独立監査人の監査報告書」としなければならぬとされている」と改定されました。

2) 「監査事務所の所在地」の記載

これまで記載が、必須ではなかった監査事務所の所在地の記載が必要となりました。

3) 「監査意見」の記載

これまで、監査報告書の最後にあった、監査意見に関する記載が冒頭部分に記載されることとなりました。

4) 「監査意見の根拠」の記載

これまで記載が不要であった、監査意見の根拠についても記載することが必要となりました。

5) 「理事者、監事の責任」の記載

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

これまで、「計算書類に対する理事者の責任」についての記載が行われておりましたが、「計算書類に対する理事者及び監事の責任」を記載することとなり、理事者だけでなく監事の責任についても言及することとなりました。

6) 監査人の責任

これまで、「監査人の責任」という項目の記載でしたが、「計算書類の監査における監査人の責任」と変更されました。また、実施する手続きとして、以下の記載が行われることとなりました。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

【適用時期】

実務指針の改正は、2020年3月31日をもって終了する事業年度に係る監査から適用されます。

【私見】

私立学校法の改定もあり、学校法人を取り巻く環境も大きく変わりつつあります。

監査についても、企業の監査でのスタンダードを学校法人監査でも実施するような改定が続いております。

今後、会計面でも、学校法人では未適用であった会計基準の適用が必要になるなどの変化もあるかもしれません。

今後の動向に留意しつつ、監査の品質向上に努める必要があると思います。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703